

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次の1から4までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	<p>【(1)を○で囲んだ人のうち、次の2及び3に掲げる場合以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する農地中間管理機構の書類 ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類
2	<p>【(1)を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】</p> <p>届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する公告をした者の書類</p>
3	<p>【(1)を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】</p> <p>届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する福島県知事の書類</p>
4	<p>【(2)を○で囲んだ人】</p> <p>届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する市町村長の書類</p>